

厚木市告示第 180 号

利用者負担金徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、利用者負担金徴収事務について、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

厚木市長 山 口 貴 裕

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
名 称 公益社団法人厚木市シルバー人材センター 理事長 三橋 正保  
所在地 神奈川県厚木市松枝 2 丁目 5 番 17 号生きがいセンター内
- 2 委託をした公金事務に係る歳入  
サービス・活動事業訪問型サービス・活動 A に係る利用者負担金
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 公金事務を委託した日  
令和 8 年 4 月 1 日（履行期間 同日から令和 9 年 3 月 31 日まで）